

2017  
県人事委  
勧告

◎月例給較差(0.13%505円)を、初任給・若年層1,000円引き上げ、他400円引き上げを基本に給料表改善

◎一時金引き上げ(0.1月)4.30月⇒4.40月

◎来年度、地域手当の引上げ0.1%、11.9%へ



## 4年連続の月例給・一時金、地域手当の引き上げ勧告 非正規労働者含む全ての職員の給与改善を求めて 賃金確定をたたかおう

### 本年の給与勧告のポイント

- 1 本年の給与改定 ～ 月例給、ボーナスともに引上げ ～
  - ・月例給の公民給与の較差は505円(0.13%)
  - ・較差を解消するため、給料表を引上げ改定
  - ・期末・勤勉手当(ボーナス)を0.10月分引上げ(年間支給月数4.30月→4.40月)
- 2 給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合
  - ・平成30年4月1日から、支給割合を11.9%に引き上げ

### 県人事委員会勧告に対する県職労連声明

県人事委員会は10月17日、県議会議長及び知事に対し「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を行いました。

その概要は、公民較差(民間給与実態調査の結果、県職員が民間より下回っているとされる給与等の額)505円(0.13%)を月例給引上げで解消。一時金の0.10月較差も勤勉手当で解消するというものです。

#### 民間春闘の結果を受け4年連続の賃上げ勧告

2017民間春闘において、「最低賃金引上げ」と「公的受注単価引上げ」を背景に、中小企業で昨年を上回る「賃上げ」回答を引き出し、全体としても昨年水準は下回ったものの「賃上げ」を勝ち取ってきた結果が、4年連続のプラス勧告に結びついたといえます。

改めて、「最低賃金引上げ」と「公契約条例制定」、そして官民一体となった春闘の取組みの重要性が明らかになるとともに、全労連、春闘共闘、神奈川県職連の運動への結集が求められています。

#### 生活改善にはつながらない低水準の引上げ

しかし、公民較差505円のうち給与改定等に配分された額は467円(給料表418円、跳ね返り分49円)と、38円は給与改善にあてられず積残され「公民較差の解消」とはなっていません。

さらに引上げ水準は、共済掛金の引上げなど社会保障や教育関連の負担が増え、標準生計費(県人事委員会報告資料)が28400円(13.40%、4人世帯の場合)も増えている生活実態を踏まえると、決して生活改善に結びつくものとはなっていません。

#### 若年者重視の配分で初任給は1,000円引上げ

給料表への配分では、国勧告に準じて初任給を1,000円引上げるなど20歳台を中心とした若年層に厚めに配分するとともに40歳台以降は400円の引上げとなりました。国勧告に比べ少ない較差原資のなかで実現できたのは、給料表の改定全額が実質賃上げとならない現給保障者が3割(2017年4月現在)もいるという事情もありますが、人材確保の観点から県労連(県職労、神教組、高教組、公企労、自治労県職)が、初任給水準の大幅な引上げを求めた結果とも見ることができます。

#### 地域手当は据置き。給与制度総合的見直し完成時水準を12%と13%から値切り

この3割の現給保障は2014年度の給与制度総合的見直しによる給料表の大幅引下げにより生じたものですが、その削減較差を埋める調整弁であり、誰もが手取賃金増額となる「地域手当」については、2017年度は改定が行われませんでした。

給料表を引上げた残りの財源が僅かであり(37円)、「地域手当」(現行11.8%)に配分できなかった(0.1%の引上げ財源に351円必要)こともありますが、横浜市や川崎市が16%のなかで、神奈川県の水準はきわめて低いものとなっています。

給与制度総合的見直しが完成し、経過措置(現給保障措置)がなくなる2019年度の地域手当水準に関連して、2014年度県人事委員会報告では「13%を上限に段階的に設定する」としていましたが、今回の報告では2018年度に11.9%、2019年度に12%とし「13%」という水準は、実質的に反故にされました。

#### 総労働時間短縮では県版「働き方改革」を追認

勧告・報告では、このほかに総労働時間短縮の推進や非常勤職員の賃金・労働条件の改善について触れています。

非常勤職員については、地方自治法・地方公務員法の改正を踏まえ、処遇改善に向けた検討を求めるなど前進した内容がありますが、総労働時間短縮では、不払い残業の解消を含む勤務時間管理の徹底や人員増など具体的な指摘はなく、県庁版「働き方改革」を見守る内容にとどまっています。

また月45時間を越える時間外に対する割増率についても民間事業所の50%が130%(深夜を除き県は125%)となっているにもかかわらず、勧告等では触れておらず、労働時間短縮に対する労働基準監督署としての役割を果たしていないといわざるを得ません。

#### 職場の仲間を組合に誘い、大きな数の力で要求前進を

総選挙の影響を受け、国家公務員の給与改定に関する閣議決定が遅れており、今期の賃金確定闘争は厳しい展開が予想されます。

県職労は県労連の仲間とともに、県人事委員会勧告の完全実施、総労働時間短縮、非常勤・臨時任用職員の賃金労働条件の改善など、切実な職場要求の実現に向けた取組みを、すべての組合員、職場の仲間とともにすすめていきます。

数の力が要求の前進を生みます。賃金確定闘争の中で、ぜひ多くの仲間が組合に加入されるよう訴えます。

<報告・勧告の概要>

1 本年の給与改定

給与の較差 505 円(0.13%)

[較差の配分 給料表418円 はね返り分49円]

(1) 月例給(毎月きまって支給される給与)

本年4月分の職員の給与と民間従業員の給与との均衡を図るため、同月に遡及して給料表を引き上げ改定。

ア 行政職給料表(1)・学校行政職給料表

- ・初任給を1,000円引上げ、20歳代を中心とした若年層が多く在職する級号給も同程度の改定。
- ・40歳代以上の職員が多く在職する級号給は400円引き上げ。
- ・その他の級号給はこれらの改定額の間で引き上げ。

イ その他の給料表

行政職給料表(1)との均衡を基本に改定。

(2) 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

- ・民間の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げて勤勉手当に配分。
- ・勤勉手当の支給月数は6月期及び12月期が均等になることが基本であるが、今年度分は任命権者が配分を検討し決定。

2 給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合

- ・平成30年4月1日から、地域手当を0.1%引上げて11.9%に改定。
- ・平成31年4月1日までに、完成時の支給割合として12%に引き上げ。

3 公務運営

(1) 人材の確保・育成

ア 多彩な人材の確保と採用制度

- ・より多くの応募者を確保するために県行政に携わることの魅力について情報発信を強化。
- ・更なる障害者の雇用に向けて検討。

イ 人材育成とキャリア形成

- ・本年4月から年3回に増やした面接での上司から部下への助言・指導や、実践的な研修の実施を通じて、職員が意欲を持ってその能力を最大限発揮できることを期待

ウ 女性職員の活躍推進

- ・次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画に基づく支援やテレワーク(在宅勤務)など働きやすい職場の環境整備をすすめる取組みを通じ、女性職員が能力を十分に発揮し活躍できる組織の実現につながっていくことを期待

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 働き方改革による長時間労働是正の取組み

- ・総労働時間の短縮を図ることは、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現のみならず、多彩な人材の確保や女性職員の活躍推進に向けた環境整備を図る上でも重要な課題。働き方改革推進本部による長時間労働是正等の取組みを着実に進め、時間外勤務の縮減と計画的な年次休暇の取得促進を更に推し進めていくことを要請
- ・教員の多忙化とそれに伴う長時間勤務が全国的な問題として取り上げられており、本県教育委員会においては、教員の負担軽減に向けた取組みを更に推し進めていくことが必要

イ 仕事と家庭の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

- ・子育てや介護を行う職員の支援策の充実を図ることはこれまでも増して重要な課題。任命権者において「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に掲げた取組みが着実に進められることを期待
- ・テレワークの導入や拡大時差出勤制度の拡充といった多様で柔軟な働き方を進めることは、すべての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、その能力を十分に発揮することにつながるものであり、引き続き取組みを進めることが必要

ウ 健康管理対策の推進

- ・メンタルヘルス不調の発生防止や早期発見、早期対応に努めることが重要

エ 職場におけるハラスメントの防止

- ・任命権者において、引き続きハラスメントのない職場環境づくりに積極的に取り組むことを期待

オ 非常勤職員の勤務条件

- ・地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に向けて、今後、国や他の都道府県の動向に留意しつつ、新たな制度の趣旨を踏まえながら、非常勤職員の勤務条件の改善が図られるよう検討を進めることが必要

(3) 高齢層職員をめぐる状況

- ・国の定年引上げに係る人事管理諸制度の見直しの具体的な検討について動向を注視

勧告に基づく想定給料表 【行(1)・病院事務(1)】

(単位:百円)

行政職(1) 基幹号給部分のみ掲載

職務級 号給	1級			2級			3級			4級			5級			6級		
	現行	改定額	引上額															
5	1,461	1,471	10	1,987	1,997	10	2,341	2,351	10	2,687	2,696	9	2,957	2,966	9	3,266	3,274	8
9	1,505	1,515	10	2,058	2,068	10	2,403	2,412	9	2,767	2,776	9	3,046	3,054	8	3,351	3,358	7
13	1,558	1,568	10	2,126	2,136	10	2,463	2,472	9	2,848	2,857	9	3,135	3,143	8	3,435	3,440	5
17	1,617	1,627	10	2,196	2,206	10	2,520	2,529	9	2,929	2,937	8	3,220	3,227	7	3,514	3,518	4
21	1,676	1,686	10	2,260	2,270	10	2,588	2,597	9	3,010	3,018	8	3,300	3,305	5	3,591	3,595	4
25	1,782	1,792	10	2,322	2,331	9	2,660	2,669	9	3,090	3,097	7	3,377	3,381	4	3,669	3,673	4
29	1,848	1,858	10	2,377	2,386	9	2,732	2,741	9	3,171	3,176	5	3,451	3,455	4	3,743	3,747	4
33	1,917	1,927	10	2,424	2,433	9	2,804	2,812	8	3,247	3,251	4	3,526	3,530	4	3,813	3,817	4
37	1,975	1,985	10	2,470	2,479	9	2,876	2,884	8	3,326	3,330	4	3,593	3,597	4	3,872	3,876	4
41	2,027	2,037	10	2,527	2,536	9	2,946	2,953	7	3,403	3,407	4	3,647	3,651	4	3,918	3,922	4
45	2,078	2,088	10	2,580	2,589	9	3,012	3,017	5	3,474	3,478	4	3,686	3,690	4	3,960	3,964	4
49	2,128	2,138	10	2,633	2,641	8	3,073	3,077	4	3,534	3,538	4	3,722	3,726	4	3,987	3,991	4
53	2,171	2,181	10	2,680	2,688	8	3,135	3,139	4	3,573	3,577	4	3,753	3,757	4	4,012	4,016	4
57	2,206	2,215	9	2,728	2,735	7	3,197	3,201	4	3,613	3,617	4	3,779	3,783	4	4,037	4,041	4
61	2,239	2,248	9	2,771	2,776	5	3,240	3,244	4	3,638	3,642	4	3,802	3,806	4	4,060	4,064	4
65	2,273	2,282	9	2,807	2,811	4	3,274	3,278	4	3,661	3,665	4	3,825	3,829	4	4,081	4,085	4
69	2,308	2,317	9	2,842	2,846	4	3,301	3,305	4	3,685	3,689	4	3,847	3,851	4	4,104	4,108	4
73	2,337	2,346	9	2,874	2,878	4	3,327	3,331	4	3,707	3,711	4	3,866	3,870	4	4,129	4,133	4
77	2,364	2,373	9	2,889	2,893	4	3,347	3,351	4	3,730	3,734	4	3,888	3,892	4	4,155	4,159	4
81	2,394	2,402	8	2,901	2,905	4	3,365	3,369	4	3,751	3,755	4	3,914	3,918	4	4,181	4,185	4
85	2,421	2,429	8	2,913	2,917	4	3,383	3,387	4	3,770	3,774	4	3,939	3,943	4	4,207	4,211	4
89	2,449	2,456	7	2,926	2,930	4	3,399	3,403	4	3,794	3,798	4	3,964	3,968	4	4,233	4,237	4
93	2,466	2,471	5	2,938	2,942	4	3,414	3,418	4	3,819	3,823	4	3,989	3,993	4	4,259	4,263	4
97				2,950	2,954	4	3,428	3,432	4	3,844	3,848	4	4,014	4,018	4			
101				2,963	2,967	4	3,443	3,447	4	3,869	3,873	4	4,039	4,043	4			
105				2,975	2,979	4	3,460	3,464	4	3,894	3,898	4						
109				2,987	2,991	4	3,477	3,481	4									
113				2,999	3,003	4	3,492	3,496	4									
117				3,011	3,015	4												
121				3,023	3,027	4												
125				3,034	3,038	4												
再任用	1,869	1,873	4	2,344	2,348	4	2,544	2,548	4	2,738	2,742	4	2,889	2,893	4	3,143	3,147	4